

「職場における受動喫煙防止の ためのガイドライン」について

厚生労働省北海道労働局
労働基準部健康課

職場における受動喫煙防止のためのガイドラインの概要

1 趣旨等

- 健康増進法 国民の健康の向上を目的として、多数の者が利用する施設等の管理権原者等に、当該多数の者の望まない受動喫煙を防止するための措置義務を課すもの
- 労働安全衛生法 職場における労働者の安全と健康の保護を目的として、事業者、屋内における当該労働者の受動喫煙を防止するための措置について努力義務を課すもの

健康増進法で義務付けられる事項及び労働安全衛生法の努力義務により事業者が実施すべき事項を一体的に示すもの

2 用語の定義

○ 施設の「屋内」と「屋外」

- (1) 「屋内」：外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁がおおむね半分以上覆われているものの内部
- (2) 「屋外」：屋内に該当しないもの

○ 施設の種類

- (1) 第一種施設 学校、病院、児童福祉施設、行政機関庁舎など
- (2) 第二種施設 事務所、工場、商店、ホテル・旅館など
 - ・ 既存特定飲食提供施設 特に小規模な飲食物を提供する施設
- (3) 喫煙目的施設 シガーバー、たばこ販売店など

2 用語の定義

(1) 第一種施設

○ 多数の者が利用する施設のうち、学校、病院、診療所、児童福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設、国及び地方公共団体の行政機関の庁舎

- ・ 高齢者福祉関係は、介護老人保健施設、介護医療院に限る
- ・ そのほかの老人ホーム、グループホーム、ケアハウス、デイサービスなどは対象外（第二種施設）
- ・ 詳細は平成31年2月22日付け健発0222第1号「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）」記の第2の1参照

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000483545.pdf>



2 用語の定義

(2) 第二種施設

- 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設

事務所、工場、商店、ホテル・旅館（客室を除く）、飲食店、社会福祉施設（第一種施設に該当するものを除く）等

2 用語の定義

○ 既存特定飲食提供施設

第二種施設のうち、次に掲げる要件を全て満たすもの

- ① 令和2年4月1日時点で営業している飲食店、喫茶店、その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設であること。
- ② 個人又は資本金5,000万円以下の会社が経営しているものであること

- ・ 一の大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上を有する会社
- ・ 大規模会社が発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上を有する会社 を除く

- ③ 客席面積が100平方メートル以下
(客席面積なので、厨房・廊下・トイレなどは含めない)

2 用語の定義

(3) 喫煙目的施設

ア 公衆喫煙所

- ・施設の屋内の場所の全部を、専ら喫煙をする場所とするもの。

イ 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等

- ・製造たばこ小売販売の許可を受けた営業所であること、又は出張販売の許可を受けた場所であること。
- ・自動販売機のみによるたばこの販売や、便宜上店がサービスとして買い置きしたタバコを販売している場合は含まれない。
- ・通常主食と認められる食事を主として提供することはできない。

ウ 店内で喫煙可能なたばこ販売店

- ・許可を受けてたばこの対面販売、又は喫煙に供するための器具の販売をしていること。
- ・販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこや喫煙用具の占める割合が約5割を超える店舗であること。
- ・設備を設けて客に飲食をさせる営業を行うものでないこと。

第一種施設

学校、病院、児童福祉施設、行政機関庁舎など

原則：敷地内禁煙

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）

屋内

出入口

敷地内

第一種施設

学校、病院、児童福祉施設、行政機関庁舎など

例外：特定屋外喫煙場所

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）

特定屋外
喫煙場所

出入口



喫煙場所

屋内

出入口

敷地内

第一種施設

学校、病院、児童福祉施設、行政機関庁舎など

例外：特定屋外喫煙場所

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）

特定屋外
喫煙場所

出入口



喫煙場所

屋内

要件

- ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

敷地内

第一種施設

学校、病院、児童福祉施設、行政機関庁舎など

例外：特定屋外喫煙場所

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）

特定屋外
喫煙場所

出入口



屋内

要件

- ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- ② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

敷地内

第一種施設

学校、病院、児童福祉施設、行政機関庁舎など

例外：特定屋外喫煙場所

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）

特定屋外
喫煙場所

出入口



屋内

要件

- ① 喫煙をすることができる場所が区画されていること。
- ② 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。
- ③ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

敷地内

第二種施設

事務所、工場、商店、ホテル・旅館（客室を除く）、
飲食店、社会福祉施設（第一種該当を除く）など

原則：屋内禁煙

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）

屋内

出入口

敷地内

第二種施設

事務所、工場、商店、ホテル・旅館（客室を除く）、飲食店、社会福祉施設（第一種該当を除く）など

例外①：喫煙専用室

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）

屋内

喫煙専用室

出入口



喫煙専用室



喫煙専用室あり

出入口

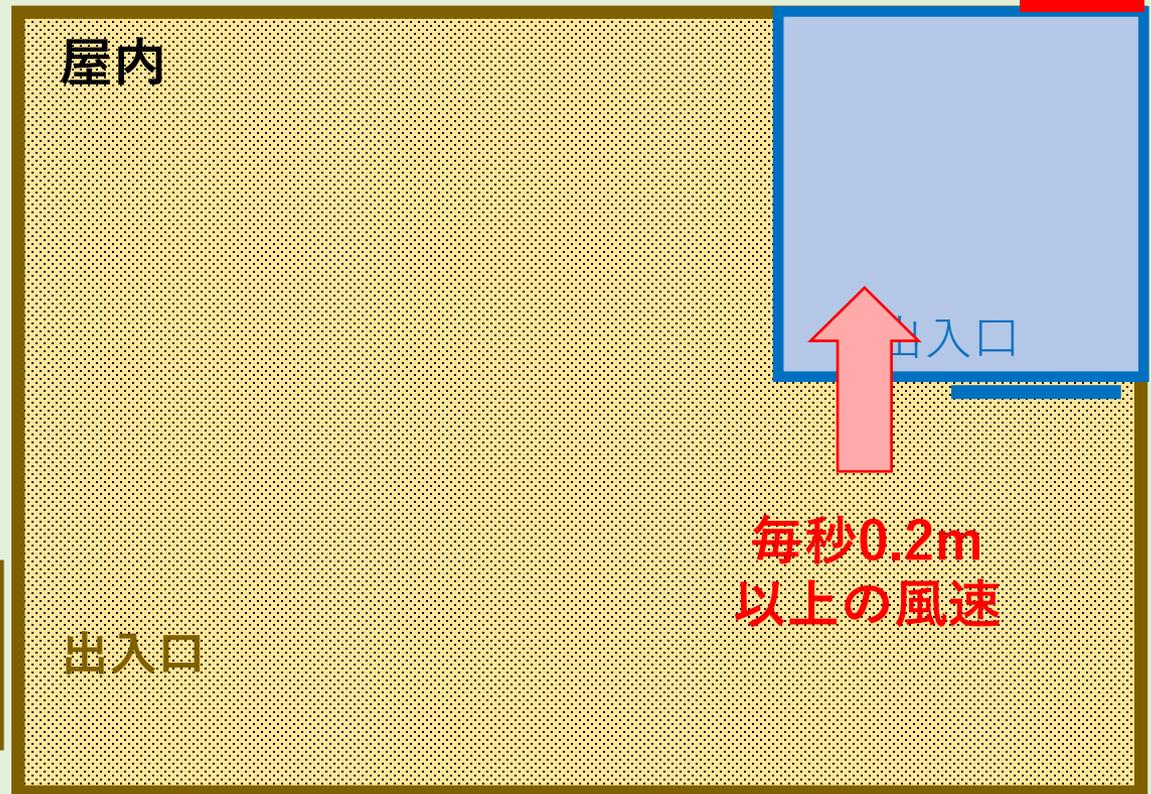
敷地内

第二種施設

事務所、工場、商店、ホテル・旅館（客室を除く）、
飲食店、社会福祉施設（第一種該当を除く）など

例外①：喫煙専用室

ファンによる排気



敷地内

第二種施設

事務所、工場、商店、ホテル・旅館（客室を除く）、
飲食店、社会福祉施設（第一種該当を除く）など

例外②：指定たばこ専用喫煙室

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）



敷地内

第二種施設

事務所、工場、商店、ホテル・旅館（客室を除く）、
飲食店、社会福祉施設（第一種該当を除く）など

例外②：指定たばこ専用喫煙室

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）



喫煙専用室



加熱式たばこ専用喫煙室

第二種施設

事務所、工場、商店、ホテル・旅館（客室を除く）、
飲食店、社会福祉施設（第一種該当を除く）など

例外②：指定たばこ専用喫煙室

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）



敷地内

第二種施設

事務所、工場、商店、ホテル・旅館（客室を除く）、飲食店、社会福祉施設（第一種該当を除く）など

例外③：屋外喫煙所

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）



敷地内

第二種施設

既存特定飲食提供施設 (喫煙可能店)

禁煙区域

喫煙区域 (飲食不可)

喫煙区域 (飲食可)

屋内

喫煙可能店

出入口



敷地内

第二種施設

既存特定飲食提供施設 (喫煙可能店)

禁煙区域

喫煙区域 (飲食不可)

喫煙区域 (飲食可)

屋内

要件

- ① 令和2年4月1日時点で営業していること。

敷地内

第二種施設

既存特定飲食提供施設 (喫煙可能店)

禁煙区域

喫煙区域 (飲食不可)

喫煙区域 (飲食可)

屋内

要件

- ① 令和2年4月1日時点で営業していること。
- ② 個人経営または資本金5,000万円以下
(一の大規模会社が発行済株式の1/2以上を有する場合などを除く。)

敷地内

第二種施設

既存特定飲食提供施設 (喫煙可能店)

禁煙区域

喫煙区域 (飲食不可)

喫煙区域 (飲食可)

屋内

要件

- ① 令和2年4月1日時点で営業していること。
- ② 個人経営または資本金5,000万円以下
(一の大規模会社が発行済株式の1/2以上を有する場合などを除く。)
- ③ 客席面積100m²以下

敷地内

第二種施設

既存特定飲食提供施設 (喫煙可能店)

禁煙区域

喫煙区域 (飲食不可)

喫煙区域 (飲食可)

屋内

喫煙可能店

出入口



敷地内

喫煙目的施設（喫煙目的店）

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）

屋内

喫煙目的店

出入口



敷地内

喫煙目的施設（喫煙目的店）

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）

屋内

- 喫煙を主たる目的とするバー、スナック等
 - ・ 具体的にはシガーバーを想定
 - ・ たばこ小売販売業の許可を受けていること（自販機、買い置きによる販売は対象外）
 - ・ 通常主食と認められる食事は提供できない

敷地内

喫煙目的施設（喫煙目的店）

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）

屋内

○ 喫煙可能なたばこ販売店

- ・ たばこの対面販売、喫煙用具の販売をしていること
- ・ 店内で喫煙させることが主目的の店舗であること
- ・ 商品陳列棚の半分超がたばこ・喫煙用具であること
- ・ 設備を設けて客に飲食させることはできない

敷地内

喫煙目的施設（喫煙目的店）

禁煙区域

喫煙区域（飲食不可）

喫煙区域（飲食可）

屋内

喫煙目的店

出入口



敷地内

北海道 受動喫煙防止条例

2020年4月施行
Effective April 2020

Hokkaido's Second-Hand Smoke Prevention Ordinance has been established. が制定されました



望まない受動喫煙
を生じさせない

「受動喫煙ゼロ」

の実現を目指します

To prevent unwanted second-hand smoke inhalation, Hokkaido is aiming for "Zero Second-Hand Smoke"

道民運動として推進

道、道民、事業者及び関係団体がそれぞれの責務の下、**協働**しながら受動喫煙防止対策を推進していきます。
皆様のご協力をお願いします。

20歳未満及び妊婦の方に配慮

健康への影響が大きい**20歳未満**や**妊婦**の方に受動喫煙を生じさせない**配慮**が必要です。
子どもや妊婦の方がいる場所での喫煙は控えましょう。

「受動喫煙」とは、本人がたばこを吸っていなくても他の人が吸っているたばこから出る煙や、その人が吐き出す煙を吸い込んでしまうことをいいます。

「受動喫煙ゼロ」の実現を目指すためには、全ての方に受動喫煙に関する正しい知識を持っていただくことが重要です。

北海道保健福祉部健康安全局



<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/jk/top.htm>

厚生労働省HP 職場における受動喫煙防止対策について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html



ご清聴ありがとうございました。